

- ・携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、全国の小中高等学校等へ配付（第4-24図）
- ・保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、全国的なフォーラムを開催
- ・青少年のスマートフォンを所有する割合や、スマートフォンなどを通じてインターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、いわゆるネット依存への対策が喫緊の課題となっているため、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を実施

3 性風俗関連特殊営業等の取締り等（警察庁）

警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭23法122）に基づき、学校周辺等の営業禁止区域等において違法に営まれる性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

(1) 取締り・処分等（警察庁、法務省）

警察は、「未成年者喫煙禁止法」（明33法33）と「未成年者飲酒禁止法」（大11法20）に基づき、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適切な管理などについて、関係業界が自主的な措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者喫煙禁止法」や「未成年者飲酒禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

(2) 飲酒防止（厚生労働省、国税庁）

国税庁²⁸は、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに酒類販売管理研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任させるなど、所要の措置を講じている。また、国税局長が委嘱した酒類販売管理協力員が収集した情報などを踏まえ、職員が表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒」プロジェクトの取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

未成年者の飲酒を含む不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ること等を目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）が平成26（2014）年6月に施行され、同法に基づくアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「アルコール健康障害対策推進基本計画」が平成28（2016）年5月31日に策定（閣議決定）されている。

28 <http://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>

厚生労働省では、「アルコール健康障害対策基本法」第10条に基づくアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日～16日）に合わせて、ポスターの作成やアルコール関連問題啓発フォーラムを主催、都道府県との共催による同フォーラムを開催など、啓発に取り組んだ。

(3) 喫煙防止（財務省）

財務省は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている²⁹。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている³⁰。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現の状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平27法64）（以下「女性活躍推進法」という。）第20条及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」、次世代育成支援対策推進法（平15法120）（以下「次世代法」という。）に基づく「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を平成28（2016）年度から開始した。平成29（2017）年度からは独立行政法人等で原則全面実施するほか、努力義務となっている地方公共団体に加え、民間企業等へも国と同様の取組を進めるよう働きかけを行った。

内閣府では、社会的気運の醸成のため、国民運動「カエル！ジャパン」キャンペーンを展開している。平成30（2018）年度には、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進するため、経済団体と連携し、経営者及び管理職を対象としたセミナーを開催することとしている。また、企業等における仕事と生活の調和に関する調査を実施する予定である。

(2) 仕事と子育ての両立支援（厚生労働省、農林水産省）

父母と子供たちとの1週間の会話時間について、厚生労働省の平成21（2009）年調査では、10時間に満たない者の割合が、母親で25.2%おり、父親では半数に上った（第4-25図）。また、父母の帰宅時間についても、特に父親の帰宅時間は遅く、4割弱の父親が8時以降に帰宅。10時以降の帰宅も1割に上った（第4-26図）。子供と十分にコミュニケーションの時間がとれていない状況がうかがえ、子育て

29 http://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html

30 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>